

研究および審査等に関する教育・研修の受講に関する要項

島根県薬剤師会研究倫理審査委員会

2021年6月30日一部改訂

1. 研究倫理審査委員会委員

①規定

「人を対象とする生命科学・医学・薬学系研究の倫理審査業務手順書(島根県薬剤師会)」

第5条 委員及び委員会事務局員は、審査等に必要な教育・研修を継続的に受けなければならない。

②研修の内容

- ・ 日本医療研究開発機構(AMED)研究公正高度化モデル開発支援事業にて作成された「倫理審査委員のための研修用動画教材」による研修を受講する(教材はREC-educationのサイトよりダウンロード)。
- ・ 年2回の研究倫理審査委員会の際に視聴し議論する。アンケート回答により各委員の受講を確認し記録する。
- ・ サイト運営事務局より研修実施証明書の発行を受け、保管する。

2. 研究者及び研究機関の長

①規定

「人を対象とする生命科学・医学・薬学系研究の実施に関する手順書(島根県薬剤師会)」

第4条 研究者等は、研究の実施に先立ち、研究に関する倫理並びに当該研究の実施に必要な知識及び技術に関する教育・研修を受けなければならない。また、研究期間中も適宜継続して、教育・研修を受けなければならない。

第10条 研究機関の長は、研究に関する倫理並びに研究の実施に必要な知識及び技術に関する教育・研修を当該研究機関の研究者等が受けることを確保するための措置を講じなければならない。また、自らもこれらの教育・研修を受けなければならない。

②研修の内容

- ・ 日本薬剤師会生涯学習支援システム JPALS の「研究倫理 e-ラーニング」の受講を義務づける。
- ・ 初めて研修を受ける方:「研究倫理入門編」の3コンテンツを受講し、発行される研修修了証の写しを申請時に提出する。
- ・ 入門編の研修を終えている方:「研究倫理更新講習」のいずれか1コンテンツを受講し、発行される研修修了証の写しを申請時に提出する。
- ・ いずれにおいても1年を超えて研究を実施する場合、上記の研修を少なくとも1年に1回受講し、研修修了証の写しを毎年提出する。